

新潟県企業局管理規程第7号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年8月29日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(インターネットバンキング)</p> <p>第63条 企業出納員は、第59条の規定による払込みの 手続、第60条第1項の規定による口座振替の手 続及び第61条の規定による送金の手続を出納店所 定のインターネットバンキングの方法によりデー タ通信で依頼するものとする。</p> <p>2 企業出納員は、前項の規定によりインターネット バンキングを行う場合は、通信されたデータの 確認に供するため、その職印に相当するパスワー ドを出納店所定の様式により、あらかじめ出納店 に通知しなければならない。</p>	<p>(ファーム・バンキング)</p> <p>第63条 企業出納員は、第59条の規定による払込み の手続、第60条第1項の規定による口座振替の手 続及び第61条の規定による送金の手続を出納店所 定のファーム・バンキングの方法によりデータ通 信で依頼するものとする。</p> <p>2 企業出納員は、前項の規定によりファーム・バ ンキングを行う場合は、通信されたデータの確認 に供するため、その職印に相当するパスワードを 出納店所定の様式により、あらかじめ出納店に通 知しなければならない。</p>

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。